

三木町農業委員会

令和4年6月 定例会議事録

三木町農業委員会令和4年6月定例会議事録

(会期) 1日間
(開催年月日) 令和4年6月17日
(会議時間) 13:30～14:34
(開催場所) 三木町役場会議室棟 第3・4会議室
(議題) 別紙のとおり

出席委員数 16名

1番 松田 隆雄
2番 香西 茂知
3番 古市 哲
4番 藤澤 勇一
5番 鎌倉 茂雄
7番 川田 正憲
8番 鈴木 勤
9番 小川 正則
11番 高重 浩二
12番 白井 敏雄
13番 吉原 博
14番 中川 詰郎
16番 岡田 久
17番 鎌倉 守
18番 溝渕 廣明 (会長職務代理)
19番 高尾 壽一 (会長)

欠席委員数 3名

6番 溝渕 常雄
10番 鎌倉 博之
15番 横山 良秀

事務局

1. 平井元事務局長
2. 横山賢一課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

三木町農林課

1. 渡辺龍也主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

13時30分 開会

- 事務局 それでは、只今から6月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。本日、鎌倉博之委員、横山良秀委員、溝渕常雄委員から欠席のご連絡をいただいております。それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、ご案内いたしました通り、農地法関係議案等6件と、非農地証明願についてが1件、農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。本日の出席委員は19名中16名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、白井委員と吉原委員をお願いします。それでは、高尾会長よろしくをお願いします。
- 会長 それでは、ただいまより定例会を開会いたします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。座って説明させていただきます。【番号1から番号3について朗読。(別紙、議案書のとおり)】以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 会長 ありがとうございます。それでは担当地区の委員さんから補足説明をお願いします。
- 鈴木委員 1番ですけど、所有者の方はもうずっとここでやってなくて、東池さんがずっとやっていたのですが、亡くなってしまったので、改良区の三好さんが代わりにやってくれるということで話ができましたので、許可いたしました。
- 岡田委員 2番ですけど、経営基盤の拡大ということで許可しました。よろしくをお願いします。
- 川田委員 3番ですが、所有者が持っていた時には2枚の田だったんですけど、それを一枚に整地して、広くして使いやすくして耕作することになったと聞いております。以上です。
- 会長 えー、議案の1号について何か質問はありますか。よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第1号について承認する委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 ありがとうございます。議案第1号については全会一致で承認されました。それでは議案第2号、農地法第5条と議案第3号の5条について、まとめて提案をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。それでは議案第2号農地法第5条による許可申請についてご説明します。お手元にある議案書と個別の地図もご覧ください。【番号1号及び2号について朗読。(別紙、議案書のとおり)】番号1につきましては、昭和47年頃に造成がなされており、今般無断転用の是正を図るものでございます。当該申請は無断転用となりますが、始末書が添付されており周辺農地への影響はありませんでした。つづきまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について、ご説明します。議案書の3ページをご覧ください。【番号1について朗読。(別紙、議案書のとおり)】この筆の場所は香川大学農学部の南になります。13区画の分譲住宅として売り出していました。現在2区画が残っており、令和2年3月24日付けで工期延長の事業計画変更を出していましたが、その工事完了予定日を過ぎてしまったために今回再延長という形での事業計画変更になります。変更後の事業計画では、令和6年7月18日を工事完了日としています。以上、議案第2号・第3号の説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 はい、それでは5条と5条の計画変更について、担当委員をお願いします。
- 高重委員 それでは、現地調査の報告を行います。6月分の農地法関連の申請について、去る令和4年6月10日(金)午前9:00から5条申請2件につきまして、高尾会長、白井委員私(高重委員)、事務局2名の計5名及び担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請、番号1で

す。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、今回売買を行うにあたり無断転用の是正ということで、始末書が添付されておりました。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長
鈴木委員 はい。続きまして、地区担当の委員さんの方、補足説明がありましたらお願いします。
1番ですけど、さっきの3条の1番で、田んぼを買ったのと一緒に家の方も同じように買って、倉庫がわりに買いました。問題は少々あったんですけど、それは全部始末書が添付されていて解決してますので、問題はないと思います。

会長 はい。問題は解決したんですね。

鈴木委員 はい、解決してます。

小川委員 2番。この土地の場所は、琴電平木駅の北側で、三木団地の一角です。地図の5条申請②を見てください。この土地を相続された藤田さんは今、高松市前田東町に住んでいてこの土地を売買し、購入した会社は徳島県の会社で、藤田さんが2階建ての分譲住宅を建てるとということで地元の水利組合との話し合いもできているということでなんの問題もないと思います。

会長 これ(2番)はブロック割りされて区画されているけど地目は農地になっておったんですね。はい。えーそれでは、議案2号3号についてご質問はありませんか。

委員一同 (なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第2号、3号について承認という委員さんは、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で許可とします。続きまして議案第4号非農地証明願について、説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。議案第4号、非農地証明願について説明します。議案書の4頁を御覧ください。【番号1について朗読。(別紙、議案書のとおり)】

こちらにつきましては、昭和43年頃に造成がなされておりますが、200㎡未満の自己の農業用施設ということで非農地証明での地目変更登記が可能となります。以上、議案第4号、非農地証明願の説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 なにか質問はありますか。よろしいですか。それでは、承認するという方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。それでは続きまして議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について、説明をお願いします。

事務局 はい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について、説明いたします。こちらにつきましては新規のみご説明させていただきますので、議案書の5頁を御覧ください。5番より説明いたします。

【番号5以降について、朗読。(別紙、議案書のとおり)】

以上となります。ご審議のほど、宜しくをお願いします。

会長 ありがとうございます。以上の集積計画について、なにかご質問ありませんか。

副会長 13番の件ですけど、機構への貸付になっていますが、こちらは無償ですか。

事務局 農地機構案件では書面上有償契約ができないことになっておりますが、これまで農地法による貸借契約を行っていたときは米の現物支給であったため、双方で話し合いの上、米の現物支給で対応するとのことでした。

会長 5番は、何をするのですか。7番、8番の契約期間が1年というのは。

鈴木委員 5番は施設いちごをするそうです。7、8番はなぜ1年かは聞いてないですが、初めての契約なので様子見かなと思います。

会長 他にありませんか。では、採決に入ります。承認する方は挙手をお願いします。それでは全会一致で承認とします。つぎに報告事項について、事務局をお願いします。

事務局 失礼します。それでは報告議案についてご説明いたします。

【報告1号について朗読。(別紙、議案書のとおり)】

会長 何か質問はありますか。それでは議案関係はこれで終了となります。それでは続きまして常設委員会の報告になります。令和4年6月分で、農地法4条は香川県は0件、三木町も0件、農地法5条は県が11件 65,131.66㎡、三木町はありません。以上でございます。続きまして、農業経営改善計画認定申請についてでございます。説明をお願いします。

農林課 農林課の渡辺です。座って説明させていただきます。失礼します。農業経営改善計画認定申請に当たりお時間をいただき、ありがとうございます。今回の認定申請につきましては認定申請者ご自身の意思により提出された経営改善計画を基に、農業経営改善計画を作成したものでございます。お手元の「農業経営改善計画認定申請」を御覧ください。今回は1経営体の認定更新と1経営体の計画変更申請を行う事となっております。それでは順を追って説明させていただきます。

1番の農事組合法人中免の方ですが、こちらは認定を更新することとなっております。耕作面積の拡大を図り、生産量を増やして所得の拡大を図ることとしております。続きまして2番の農事組合法人中ですが、こちらが今回計画を変更する事となっております。変更する内容といたしましては、構成員の入れ替え及び法人の資金で今回新たに追加で農作業機械の導入を検討しているため、今回計画書の変更を申請することとしています。以上で認定申請及び計画変更申請の説明を終わります。ご意見等ございましたらお伺いしたいので、よろしくお願いたします。

会長 農業法人中の変更についてですが、何が変更になったんですか。書面に記載がないが。

農林課 こちらの書面には記載欄がないのですが、経営改善計画書の最後のページに記載欄がありまして、今回は構成員の入れ替えと農業用機械の導入による変更となっております。

中川委員 機械を導入するということは作付面積が増えたということなんですか。機械を導入するには、面積を増やさないとという縛りみたいなのはあるんですか。

農林課 今回面積を追加するかどうかは確認していませんが、今回は法人の積立金にて購入するとのことでした。また、機械購入に当たっての面積追加等の縛りはありません。

副会長 なんの機械を買うんですか。

農林課 今回購入する機械は、溝掘り機と草刈り機です。

古市委員 昨年まではた計画の認定申請についてはA4の何ページかにわたる申請書が添付されて意見徴収されていたと思うんですが、それがこの様式だけになった理由はあるんですか。いままでのようにそちらの書類もつけていただいたら今回のような質問は出ないと思いますので、できるのであれば次回から、そうしてもらえますか。

事務局長 わかりました。次回からそのようにさせていただきます。

会長 それでは、何かご質問はありませんか。それでは承認の方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 他にありませんか。今月の審議は、以上となります。それでは、事務局にお返しします。

事務局 それでは閉会にあたりまして、溝渕副会長様よりご挨拶よろしくおねがいします。

副会長 今月も上程されました議題について、長時間に渡る慎重審議をいただきましてありがとうございます。これから7月8月と暑い時期が続きますので体に十分気をつけていただき、来月もよろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

14:34 閉会